

墨田区告示第171号

公共工事の発注の見通しに関する事項の公表方法について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条第1項及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第5条第1項及び第2項第2号の規定により、令和8年度の公共工事の発注の見通しに関する事項を下記のとおり公衆の閲覧に供する方法で公表するので、同条第3項後段の規定により告示する。

令和8年4月1日

墨田区長 山本 亨

記

1 閲覧に供する方法

(1) 閲覧所の設置

墨田区役所庁舎8階契約課に閲覧所を設置する。

(2) インターネットの利用

墨田区公式ホームページに掲載する。

2 閲覧開始日

令和8年4月1日